

静岡県漁港管理条例（昭和32年静岡県条例第59号）第23条の2の規定により、次のとおり稲取漁港、静浦漁港、焼津漁港（小川地区）、網代漁港及び妻良漁港の漁港施設の一部の指定管理者を指定したので、同条例第23条の3の規定により公示する。

令和4年3月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
稲取漁港	下田市外ヶ岡11番	伊豆漁業協同組合 代表理事組合長 加藤 紀久夫	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
静浦漁港	沼津市獅子浜 243番地の1	静浦漁業協同組合 代表理事組合長 大川 隆夫	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
焼津漁港 (小川地区)	焼津市小川 3392番地の9	小川漁業協同組合 代表理事組合長 橋ヶ谷長生	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
網代漁港	伊東市新井 1丁目1番18号	いとう漁業協同組合 代表理事組合長 高田 充朗	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
妻良漁港	下田市外ヶ岡11番	伊豆漁業協同組合 代表理事組合長 加藤 紀久夫	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで